平成２２年（フ）第２２６号
山口県下関市清末西町３丁目３番３号
債務者　前原　一代
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
山口県下関市宮田町２丁目15番10号、前住所山口県下関市小月南町８番19号
債務者　三輪みゆき（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
山口県下関市豊浦町大字厚母郷1206番地
債務者　福田　良平
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３９３号
愛媛県松山市南久米町378番地１　ジェイシティ久米駅前203号
債務者　石川　ゆき
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４０１号
愛媛県松山市平井町甲3157番地95
債務者　平本　大悟
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４０３号
愛媛県東温市南方1885番地11
債務者　玉井　理恵
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６５号
福岡県柳川市大和町中島1160番地２
債務者　桂木アイ子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
福岡県八女市龍ケ原45番地
債務者　田中　佳子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１９号
長崎県壱岐市郷ノ浦町田中触1006番地１、旧住所長崎県壱岐市郷ノ浦町庄触119番地１
債務者　松﨑　昭信
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第３９号
宮崎県串間市大字西方2560番地３
債務者　河野　敬子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
鹿児島県日置市東市来町湯田602番地
債務者　長　　直樹
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４１６号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目18番14号錦江荘210号
債務者　泉　　道代
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４４０号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目14番４号松谷ビル405
債務者　山田加代子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４７４号
鹿児島県鹿児島市唐湊２丁目11番３号アンジェロハイム唐湊Ａ棟401号
債務者　羽牟美津枝
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４９６号
鹿児島県鹿児島市船津町３番９号301号
債務者　前迫　健治
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５２号
鹿児島県指宿市大牟礼４丁目９番21号スプリングハイツソーケンＡ－５
債務者　濵田真由美（旧姓吹留）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第８５号
鹿児島県薩摩郡さつま町旭町18番地１、前住所鹿児島県薩摩郡さつま町船木210番地63、前前住所鹿児島県薩摩川内市矢倉町4352番地６
債務者　田之上京子（旧姓四位）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係